

あなたのお宅の耐震性は大丈夫ですか？



平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、6、400人を超える尊い命が犠牲となりました。うち、8割以上が建物の倒壊や家具の下敷きによるもので、建築基準法が改正される前の昭和56年5月31日以前の木造住宅が大きな被害を受けました。

この地域でも、東海地震や南海地震の発生が危惧されており、これらの地震が連動して発生した場合の高浜市の震度は『6弱から6強』の非常に強い揺れとなり、人的被害や建物被害を受けると想定されています。これら大地震からご自身やご家族の生命や財産を守るためには、まずは耐震診断を受診し、必要に応じた耐震補強を行うことがとても重要です。

市では、耐震性が弱いといわれている昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を対象に、無料耐震診断を実施しており、診断結果が『倒壊する可能性が高い』又は『倒壊する可能性がある』と判定された場合は、耐震改修費の一部を補助しています。

また、建物全体の耐震改修が困難な場合においても、住宅内に安全な場所を確保し、ご自身やご家族の生命を守ることを目的として、本年4月より、新たに耐震シェルターおよび防災ベッドの設置に対

する補助を開始しました。

※市の補助金を活用する建物全体の耐震改修に要する費用は、診断結果や改修工法などにより異なりますが、平成20年度平均費用は、約240万円でした。

※耐震シェルターとは、地震発生時に、住宅の倒壊から生命を守るための装置で、住宅内の一室に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作り、安全を確保するものです。



耐震シェルターイメージ

※防災ベッドとは、耐震シェルターと同様に生命を守るための装置で、金属製のフレームなどでベッドの上部を覆い、ベッド内の人を保護し就寝中の安全などを確保するものです。



防災ベッドイメージ

※高浜市建築耐震研究会では、昭和56年6月1日以降に着工した木造住宅を対象に、簡易診断（無料）を行っています。

問合せ先

市役所生活安全グループ

☎52-11111（内線332）